

第1章 計画の概要

1. 計画策定の目的

一般廃棄物*の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、各自治体が計画を定めて行うこととされています。

区は、平成12年の清掃事務事業の特別区移管を受けて、平成12年3月に「墨田区一般廃棄物処理基本計画（以下「一廃計画」または「計画」という。）」を策定しました。その後、平成18年4月に第2次計画、平成23年4月に第3次計画（平成29年6月に中間見直し）を策定し、区における一般廃棄物の減量とリサイクルの推進に向けて、様々なリサイクル清掃事業を展開してきました。しかし、第3次計画から10年が経過し、この間、循環型社会*の形成をめぐる社会情勢は大きく変化しています。

国際的な動向では、2015（平成27）年9月の国連サミットで、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」が示されました。この目標は、「環境面・経済面・社会面」の課題の全てに対応し、調和させるものであり、構成される17の目標とそれに付随する169のターゲットの一つとして、「廃棄物の発生を大幅に削減する」ことが掲げられています。

国では、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフスタイル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などが掲げられています。令和元年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」では、食品ロス*の削減を総合的に推進することを目的に、国や地方公共団体等の責務が明示され、基本方針の策定や食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項が定められました。また、令和2年7月から全ての小売店で一部の例外を除いたレジ袋が有料化されるなど、プラスチックの資源循環の総合的な推進が図られています。

墨田区においても、これまでリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の、いわゆる「3R（スリーアール）*」の促進や個別リサイクル法等の法的基盤とそれに基づく努力、排出者の意識の向上等により、廃棄物の減量と資源化の推進に取り組んできました。

しかしながら、世界的流行となった新型コロナウイルス感染症の拡大は、廃棄物処理と資源循環にも大きな影響を及ぼしています。区が行う一般廃棄物処理は、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務」と位置付けられていることから、安全・安心を確保したうえで、安定した廃棄物処理と資源循環を推進していくことが、今まで以上に求められることとなります。

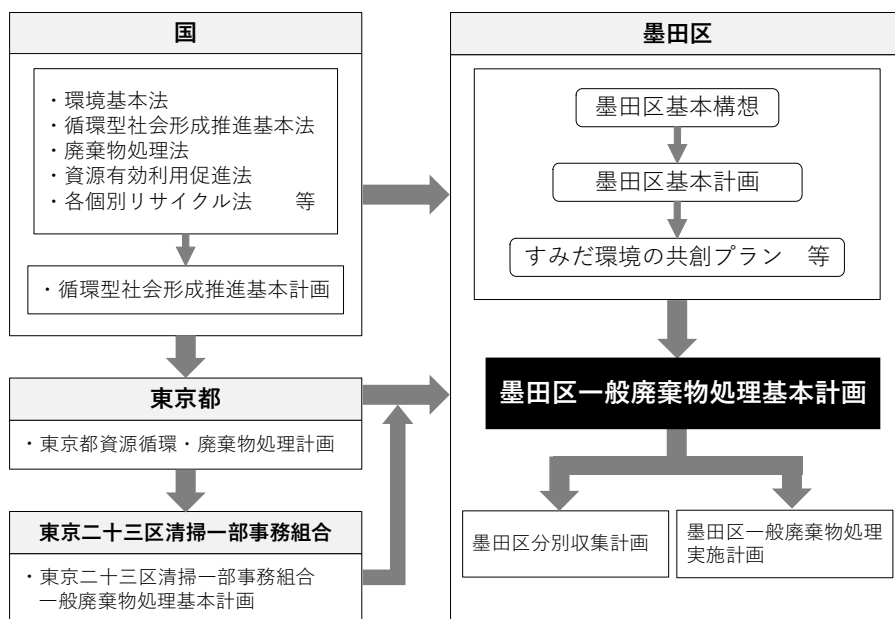
以上のような社会情勢の変化や各種法改正等に的確に対応し、循環型社会の形成を着実に進めていくために、前計画の基本理念・基本方針を踏襲しつつ、3Rの中でも2R（リデュース・リユース）*の推進を第一義的に位置付けた「墨田区一般廃棄物処理基本計画（第4次）」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、国や都、東京二十三区清掃一部事務組合*との関連性を有するとともに、区の長期的な個別計画の一つです。一般廃棄物処理基本計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定める「基本計画」と、その基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める「実施計画」があります。

本計画は、このうちの基本計画にあたり、長期的視点からの墨田区の一般廃棄物に関する施策の方向性を示すものです。

図1 計画の位置付け



3. 計画期間

計画は、令和3年度から令和12年度の10年間を計画期間として策定し、おおむね5年を目途に見直しを行います。

ただし、社会情勢の大きな変化や国・東京都における重要な方針の変更などにより、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも、見直しを行うものとします。

図2 計画期間と目標年度

